

平成元年二月十四日提出
質問 第八号

米軍のパイプラインに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年二月十四日

提出者 玉城 栄一

衆議院議長 原 健三郎 殿

米軍のパイプラインに関する質問主意書

一月三十一日の米軍キャンプ瑞慶覧のパイプライン（送油管）からのジェット燃料大量流出事故は、大惨事になりかねない危険をはらみ、地域住民はもとより県民に大きな不安と恐怖を与え、あらためてパイプライン事故の恐ろしさを感じさせた。事故は、今までもたびたび起きており、従来から指摘してきたとおり今回の事故は起こるべくして起きた事故である。従って、抜本的にはパイプラインの全面撤去以外にはないが、当面、事故再発防止の立場から次の諸事項について質問する。

- 一 これまでの事故件数とその概要及び日本側の被害額を示せ。
- 二 今回の事故原因及び米軍の対応について。
- 三 現在のパイプラインの敷設場所（フェンス内外）とそれぞれの長さ、及び米軍予算で敷設した

パイプラインと日本政府の予算で敷設したパイプラインの場所と長さ、時期を示せ。

四 米軍は、昭和四十九年沖縄に設置しているパイプラインを総点検した。その結果、五〇%以上腐食した箇所五カ所、四九%〜三五%が五十四カ所、三五%以下が四百四十四カ所という報告がなされ、昭和五十年に五〇%以上腐食した五カ所については取り替えを行ったとされているが事実か。また、昭和四十九年の調査から現在まですでに十五年も経過しており、当時以上に腐食は進んでいると思われるが、米軍及び政府は腐食度を承知しているのか。現時点の腐食度、埋設の深さ、通行車両の重量等の関係で安全性は確保されているのか。腐食度五〇%以上の場所を明らかにするとともに早急に改修を要求すべきだと思うがどうか。

五 米軍のパイプラインの管理のずさんさについては、昭和五十六年十月十五日外務委員会で私が指摘してきた。当時の防衛施設庁施設部連絡調整官は、「パイプラインの安全について非常に関心を持ち、機会あるごとに米軍に安全確保するよう申し入れている」と答弁しているが、

今まで、どのような方法でどのように申入れをしたのか。また、外務省浅尾北米局長は、「合同委員会本体に上げる」と答弁しているが、この問題を合同委員会でどういう論議をしたのか。

六 パイプラインは、市街地を通過し、周辺には数多くの住宅、小学校等が所在しているが、フェンス外のパイプラインには我が国の消防法の適用があるのか。消防法の適用がないのであれば消防法にかわるべき米側の法律があるのか。あるならその内容を示し、我が国の法律との相違点を明らかにせよ。

七 パイプライン事故が起きた際、日本政府の予算で敷設した場合と米軍予算で敷設した場合で責任者は異なるのか。それともすべての事故は米軍が責任を負うのか。日本政府に責任があるとするなら具体的にどのような責任を有するのか。条約上、法律上の根拠を示せ。

八 宜野湾市、浦添市間の約四、六〇〇メートル（バルブボックス二〇〜二八）のパイプライン

は、米軍は使用しておらず、しかも住宅過密地域を縦貫し、敷地部分は市民の日常生活、児童生徒の通学路として常時使用され、道路中央にはバルブボックスがあるため見通しが悪く、交通事故等が頻発しており、極めて危険な状況にある。安全確保上も早急に返還せしめるべきだ
と思うがどうか。その見通しと時期について明らかにせよ。

右質問する。